〇熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例 平成元年3月28日 条例第18号

#### (目的)

第1条 この条例は、熊本市環境基本条例(昭和63年条例第35号)の趣旨に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な自然環境を形成し、もって市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的とする。

(平 14 条例 44·一部改正)

# (基本計画)

第2条 市長は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平 11 条例 18·一部改正)

#### (環境保護地区)

第3条 市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

- (1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
- (2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
- (3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
- (4) その他自然環境を保護する必要がある地域
- 2 市長は、前項の指定をするときは、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平 11 条例 18·平 14 条例 44·一部改正)

#### (指定の手続)

第4条 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ環境保護地区に係る利害関係人に対し指定の趣旨及び内容を通知するものとする。

- 2 市長は、環境保護地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を公告の日から14日間縦覧に供さなければならない。
- 3 前項の公告があったときは、第1項の利害関係人は、前項の縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について市長に対し意見書を提出することができる。

(平 14 条例 44·一部改正)

#### (指定の告示等)

第5条 市長は、環境保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

- 2 環境保護地区の指定は、前項の規定による告示をした日からその効力を生ずる。
- 3 市長は、環境保護地区を指定したときは、当該土地に規則で定める標識を設置しなければならない。

# (指定の変更及び解除)

第6条 市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除(以下「環境保護地区の指定解除等」という。)を次の場合に行うことができる。

- (1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合
- (2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合
- (3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、 当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合
- 2 前項各号に該当することにより、環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、

あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 第4条並びに前条第1項及び第2項の規定は、環境保護地区の指定解除等について準用する。 (平15条例25・全改)

#### (保護義務)

第7条 環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)は、

環境保護地区の良好な自然環境が保たれるよう自ら努めなければならない。

2 何人も、環境保護地区内において、ゴミ等を捨て、又はみだりに動植物を採取し、若しくは損傷する等の良好な自然環境を損なう行為を行ってはならない。

(平 14 条例 44·一部改正)

# (保護協定の締結)

第8条 市長は、環境保護地区の土地の所有者等と自然環境の保全に関する協定(以下「保護協定」という。) を締結することに努めなければならない。

2 環境保護地区の土地の所有者等は、保護協定の締結に誠意をもって協力しなければならない。 (平 14 条例 44・一部改正)

## (環境保護地区内の行為の届出)

第9条 環境保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、 あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、非常災害のための必要な応急措置及び通常の 管理行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該環境保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

# (指導及び勧告)

第 10 条 市長は、前条の届出をした者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告することができる。

## (行為の着手の制限)

第 11 条 第 9 条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して 30 日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

# (原状回復命令等)

第 12 条 市長は、第 9 条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして、同条各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

## (保存樹木等の指定)

第 13 条 市長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、規則で定める基準により保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)の指定をすることができる。

- 2 市長は、前項の指定をするときは、当該保存樹木等の所有者等の同意を得るものとする。
- 3 市長は、保存樹木等の指定を行ったときは、規則で定める標識を設置しなければならない。 (平 14 条例 44・一部改正)

# (保存樹木等に係る届出)

第 14 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

# (保存樹木等の指定の解除)

第15条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、やむを得ないと認めるとき又は同条 第2項の規定による届出があったときは、第13条第1項の指定を解除するものとする。

(平 14 条例 44·一部改正)

#### (開発行為の事前協議)

第 16 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条に規定する開発行為その他規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ市長と自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議をしなければならない。 (平 15 条例 25・一部改正)

#### (緑化推進地区の指定)

第 17 条 市長は、市民と一体となって植樹等緑化を推進し、良好な環境の形成を図るため必要があると認める地区を、緑化推進地区として指定することができる。

(平 14 条例 44・一部改正、平 15 条例 25・旧第 18 条 繰上)

## (公共施設の緑化)

第18条 市長は、別に定める緑化の目標(以下「緑化目標」という。)に基づき、その設置し、又は管理する 道路、公園、公営住宅、学校、庁舎等の公共施設について緑化を推進するものとする。

(平 15 条例 25・旧第 19 条 繰上)

## (工場、事業所等の緑化)

第 19 条 工場、事業所等を設置し、又は管理する者は、緑化目標に基づき緑化に努めなければならない。 (平 15 条例 25・旧第 20 条 繰上)

# (地域の緑化)

第20条 市民は、緑化目標に基づき家庭の緑化に努めるとともに、地域における緑地の保全又は緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(平 15 条例 25・旧第 21 条 繰上)

## (助成等)

第 21 条 市長は、予算の範囲内で次の各号に掲げる交付金等を当該各号に定める者に支給することができる。

- (1) 環境保護地区指定交付金環境保護地区の土地の所有者等(国の機関、地方公共団体その他公共的団体を除く。以下「指定対象者」という。)
- (2) 環境保護地区保護協定協力金指定対象者で本市と環境保護地区保護協定を結んだもの(以下「協定締結者」という。)
- 2 指定対象者又は協定締結者は、次に掲げる場合は、当該5年以内に受け取った交付金等に相当する金額を市に支払わなければならない。ただし、当該解除が自然災害によるものその他やむを得ないと特に市長が認めるものである場合は、この限りでない。
- (1) 指定対象者からの申出により環境保護地区の指定の解除があった場合で、当該解除が指定開始の日から 5年以内のものであるとき。
- (2) 協定締結者からの申出により環境保護地区保護協定が解除された場合で、当該解除が保護協定締結の日から5年以内のものであるとき。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の交付金等の額その他の事項は、規則で定める。
- 4 第1項の交付金等のほか、市長は、環境保護地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、必要な支援をし、予算の範囲内で助成することができる。

(平 15 条例 25·追加)

# (土地の買入れ)

第22条 市長は、環境保護地区又は保存樹木等を保全するため特に必要があると認めるときは、当該土地の 買入れを行うことができる。

(平 15 条例 25・旧第 23 条 繰上)

# (標識の設置拒否等)

第23条 環境保護地区又は保存樹木等の土地の所有者等は、正当な理由がない限り、第5条第3項及び第13条第3項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

2 何人も、第5条第3項又は第13条第3項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは損壊し、又は市長の許可を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(平 15 条例 25·旧第 24 条 繰上)

#### (立入調査)

第24条 市長は、環境保護地区を指定し、又は保全するため必要があると認めるときは、職員又は市長が委任した者に、他人の占有する土地に立ち入り、又はその状況を調査させることができる。

- 2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 第1項の規定による立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならな

L1°

(平 15 条例 25・旧第 25 条 繰上)

## (公表)

第25条 市長は、第10条の規定による指導若しくは勧告に従わず、著しく自然環境を破壊した者又は第12条の規定による命令に違反した者があるときは、その事実及び当該指導若しくは勧告又は命令の内容を公表することができる。

(平 15 条例 25・旧第 26 条 繰上)

#### (委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (平 11 条例 18・旧第 28 条 繰上、平 15 条例 25・旧第 27 条 繰上)

# (罰則)

第27条 第12条の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条、第23条又は第24条第2項の規定に違反した者

(平 11 条例 18・旧第 29 条 繰上、平 15 条例 25・旧第 28 条 繰上・一部改正)

# (両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。 (平11条例18・旧第30条 繰上、平15条例25・旧第29条 繰上)

## 附則

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 熊本市緑に関する条例(昭和48年条例第41号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第9条の規定による保存樹木等の指定を受けたものは、この条例の規定による指定を受けたものとみなす。

附則(平成 11 年 3 月 16 日条例第 18 号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 15 年 3 月 17 日条例第 25 号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 16 条の規定は、同条に掲げる行為で、この条例の施行の日以後当該行為に係る申請がなされたものから適用する。
- 3 この条例による改正後の第 21 条の規定は、この条例の施行の日以後行われた環境保護地区の指定又は締結された環境保護地区保護協定に係る交付金等から適用する。